

第1号様式

(第3条関係)

食の安全・安心に関する施策提案書

年 月 日

三重県知事 宛て

郵便番号

住 所

氏 名

連絡先(電話)

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所〕
の所在地及び名称並びに代表者の氏名

三重県食の安全・安心の確保に関する条例第21条第1項の規定により、次のとおり提案します。

提案の種類	<input type="checkbox"/> 制度の新設	<input type="checkbox"/> 制度の改廃	<input type="checkbox"/> その他の見直し等
提案の趣旨 (内容)			
提案の理由 (提案の端緒となった事案等)			
提案が施策に反映されることにより期待される効果			
※事務担当課等	(電話)		
※備考			

- 1 「提案の種類」の欄は、該当する□に \surd 印を記入してください。
- 2 ※印の欄は、記入しないでください。
- 3 施策の提案に当たって、参考資料があれば添付してください。
- 4 この提案書は、食の安全・安心の確保に関する施策に係る制度の新設、改廃等を対象とするものであり、個別の事案に対して個別の対応を求めることは対象としないので注意してください。

第2号様式

(第3条関係)

食の安全・安心に関する施策提案対応通知書

第 年 月 日 号

様

三重県知事

印

年 月 日付けで提案のあった施策については、三重県食の安全・安心の確保に関する条例第21条第2項の規定により、次のとおり対応しましたので通知します。

提案の趣旨	
対応の内容及びその理由	
※事務担当課等	(電話)
備考	

第3号様式

(第4条関係)

年 月 日

三重県知事 宛て

住所

氏名

印

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名〕

自主回収着手報告書

(生産・採取・製造・輸入・加工・販売)した食品等について、自主的な回収に着手したので、三重県食の安全・安心の確保に関する条例第24条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

対象食品等の商品名 (名 称)	()
回収する食品等を 特定する情報 ※製品の表示事項、写真 があれば添付してくださ い。	1 包装形態 2 内容量 3 消費期限又は賞味期限 4 ロット番号 5 表示事項 6 その他
回収の理由	1 食品衛生法の規定に違反するもの 〔違反内容： 〕 2 食品表示法の規定に違反するもの 〔違反内容： 〕 3 健康への悪影響の未然防止の観点から回収するもの (1) 衛生管理の不備による異常 (2) 健康上の被害が生じるおそれがあるもの (3) 行政処分を受けた場合であつて、処分対象品と同様の違反が 疑われるもの

(裏面)

回収に至った原因 ※不明の場合は、その旨を記入してください。	
食品等の出荷（販売）年月日、出荷先（販売店）及びその数量 ※多数ある場合は、別紙に記載し添付してください。	1 出荷（販売）年月日 2 出荷先（販売店） 3 数量 4 その他
回収開始年月日	年 月 日
製造等が行われた事業所の名称及び所在地	1 名称 2 所在地
回収方法等	1 回収方法 (郵送・訪問・店頭への返品等、回収の手段を記入してください。) 2 回収情報の周知方法 (社告、ホームページ掲載等を行う場合は、その内容を添付してください。) 3 問い合わせ先 4 回収品の保管場所 5 回収終了予定 6 その他
想定される健康への影響	
担当者所属部署及び担当者名	(電話)
備考	

第4号様式

(第5条関係)

年 月 日

三重県知事 宛て

住所

氏名

印

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名〕

自主回収終了報告書

年 月 日に報告した、下記の食品等の自主的な回収が終了したので、三重県食の安全・安心の確保に関する条例第25条の規定により、下記のとおり報告します。

記

回収された食品等の商品名 (名 称)	()
回収終了年月日	年 月 日
回収された食品等の数量 ※複数のロットがある場合は、ロットごとの数量を記入してください。	
回収に至った原因 ※自主回収着手報告書の提出後に新たに判明したものについて記入してください。	
再発防止のために講じた措置	
回収された食品等の保管場所、処分等の方法及び時期	
担当者所属部署及び担当者名	(電話)
備 考	

第 5 号様式

(第 6 条関係)

(表面)

第	号	
身 分 証 明 書		
所 属		
職氏名		
<p>上記の者は、三重県食の安全・安心の確保に関する条例第26条の規定による職員であることを証明します。</p>		
年	月	日
三重県知事		印

(裏面)

三重県食の安全・安心の確保に関する条例 (抜粋)

(立入調査等)

第26条 知事は、第23条の規定の施行に必要な限度において、生産者に対して報告を求め、又は当該職員に、これらの者の事業所、事務所その他の事業に係る施設若しくは場所に立ち入り、食品等、帳簿書類その他の物件を調査させ、関係者に質問をさせ、又は試験の用に供するのに必要な限度において、これらの物件の提出を求めさせることができる。

2 前項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第 6 号様式
(第 7 条関係)

勸 告 書

第 年 月 日 号

住所

氏名

(法人の場合は、名称及び代表者の氏名)

三重県知事

印

三重県食の安全・安心の確保に関する条例第27条の規定により、下記のとおり勧告します。

記

- 1 勧告の原因となる事実
- 2 勧告の内容
- 3 特記事項